

① OECD, *Addressing Base Erosion and Profit Shifting*

(OECD Publishing, February 2013, 87pp.)

② OECD, *Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting*

(OECD Publishing, July 2013, 40pp.)

の対処例を示した (OECD, *Hybrid Mismatch Arrangements: Policy and Compliance Issues*, 2012)。

II 文書①の概要

これに続き、G20の要請を受ける形で2011年1月に公表されたのが、OECDの文書①『税源浸食と利益移転に対処する』である。いわゆる税源浸食 (Base Erosion)とは、法人所得税の課税ベースを浸食し、国の法人税収を減らすことを意味する。そのための手段として用いられ、あるいは結果として生ずるのが、ある国から別の国への利益移転 (Profit Shifting) である。実際に経済活動が行なわれてこない国ではなく、どこか別の低課税国に利益をもつてこるのである。このBase Erosion and Profit Shiftingという用語は比較的新しく、2011年6月のG20声明で用いられ、各國政府やメディアが大きくとりあげたこともある。BEPs (ベップス) という略称によって広く知られるようになった。

文書①の基本的な問題意識は、一九二〇年代に国際連盟において原則化され、各國で採用された国際課税ルールが、そのかどりの政策目標に合致しない形で用いられているという点にある。多国籍企業が、国内法および国際基準における不整合に付け込んで、どの国でもほとんど課税されない状態を作出しているという問題意識である (五一六頁)。

文書①は、BEPsに関する問題点を客観的かつ包括的

に示すことを目的とする。第一章の簡潔な導入に続いて、第二章は、B E P S の存在と規模に関する既存研究（付録 B）とデータをサーベイする。サーベイの結果、実際に事業が行なわれる場所と、課税目的のために利益が申告される場所との間の分離が増加していることが示される。しかるのち、第三章は、法人税に関するグローバル化、競争力と課税の関係、ビジネス・モデルのグローバル化、競争力と課税の関係、コーポレート・ガバナンスと課税の関係に触れる。

進んで、文書①の本体部分である第四章が、既存の国際課税原則からいかにして B E P S が生ずるかを分析する。次のメカニズムが示される。

- 課税管轄権（三九一四一頁）。各国が自由に税制を設計し実施しているため、同じ国際取引に関する各國課税取扱いの不整合が利用され、意図せざる二重非課税が生ずる。国際的二重非課税を作出するためには、多国籍企業が用いる手法として、低課税国の外国支店、ハイブリッド・エンティティー、ハイブリット金融証券、導管会社、金融派生商品の例をあげ、そのしくみを簡潔に説明する。
- 移転価格（四二一四三頁）。国際課税ルールが独立企業原則による所得配分を原則としているため、多国籍企業は、機能・資産・リスクを低課税国に移転するインセンティブを有する。これに対抗すべく開発してきた O E C D 移転価格ガイドラインに対し

ては、契約上のリスク配分に反映される法律構成に重きをおきすぎており経済的に統合された企業グループの実態をつかまえていないという批判がある。レバレッジ（四三頁）。法人税制が負債と資本を異なつて扱うため、多国籍企業が、負債によって資金調達したり、低課税国に企業グループの金融子会社を設置したりして、グループ全体の節税を図る。

租税回避否認（四三一四四頁）。租税回避に対する個別的否認規定として過少資本税制があるが、これは、独立の第三者を経由したり、金融派生商品を用いたりすることによって迂回される。外国子会社合算税制も、コーポレート・インバージョンやハイブリット・エンティティーの利用により、適用を免れる。

この分析を裏付けるべく、第三章はさらに B E P S のいくつかの具体例（付録C）を挙げ、B E P S には次の四つの要素があるとする（四四頁）。

- 外国事業活動国または源泉地国（それらの国はしばしば高課税国である）における課税の最小化。これは、収益 자체をその国で発生させないようにするか、損金算入額の最大化によって純利益を減少させるか、による。
- 源泉税がないか低いこと。

- と（それは低課税国や優遇税制、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを通じて実現される）。
- 究極的な親会社の段階で、（上記三つのステップによつて達成された）低課税利益に対して即時課税がなされないこと。

第三章によると、多国籍企業は、法的組成物と無形の権利義務に関連させてより多くの利益を計上しており、実質的な経済活動に関連する利益に対する取り分を減らしている（四五頁）。最終章は、B E P Sに対する対処として、多国籍企業の実効税率に関する透明性を高めるとともに、いくつかの鍵となるプレッシャー領域に取り組むべきことを指摘する（第五章、付録D）。

三 文書②の概要

これを受けたG 20財務相会合がO E C Dに対し、協調的かつ包括的なやり方でB E P Sに対処するための行動計画を策定するよう呼びかけた。二〇一三年六月のG 8首脳サミットでも、B E P S対応への政治的支持が表明された。このような流れの中で二〇一三年七月にリリースされたのが、O E C Dの文書②『税源浸食と利益移転に関する行動計画』である。文書②は、課税権を経済活動によりよく一致させる手段を各国に提示することを目的とする。その内容は、必要な行動を特定し、実施期限を設定し、必要な資源と実施方法を特定するものである（一一頁）。

文書②が特定した行動は、次の一五項目である。

- 文書②が特定した行動は、次の一五項目である。
 - デジタル・エコノミーの課税上の挑戦に対処する
 - ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果を中立化する
 - C F Cルールを強化する
 - 利子控除その他の金融支払による課税ベース浸食を制限する
 - 透明性と実質を考慮して有害な租税措置に効果的に対抗する
 - 条約濫用を防止する
 - P E認定の人為的回避を防止する
 - 移転価格の結果が価値創造に一致するようにする（これは三項目を含んでおり、具体的には、無形資産、リスクと資本、その他のハイリスク取引である）
 - B E P SのデータとB E P Sに対処する行動を収集し分析する方法を確立する
 - 納税者に対してアグレッシブ・タックス・プランニングの開示を要求する
 - 移転価格の文書化を再検討する
 - 紛争処理メカニズムをより効果的にする
 - 多国間協定を開発する
- これらの項目のそれぞれに実施期限が付されており、早いものは二〇一四年九月に、遅いものでも二〇一五年一二

月に、成果を得るものとされている（付録A）。

17, 2013, 1195, at 1199.)^o

四 コメント

これらの文書は、多国籍企業の法人課税をめぐる国際ルールの行く末を考える上で、重要な意味をもつ。二〇世紀後半には、利益移転による税収減少に対抗する立法として、移転価格税制が各国で採用され、国際標準化した。二一世紀初頭にまとめられた今回の文書は、移転価格に限らずより包括的に、さまざまな利益移転手法を対象としている。行動計画に含まれる個別項目には、移転価格に関するものをはじめとして、これまで各国や国際機関で継続的に取り組んできた難問がいわば総ざらいでたな卸しされている。

BEPSの議論は、世界金融危機を契機としているが、

系譜としては、OECDの一九九八年『有害な税の競争』報告書（OECD, *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue* (1998)）に連なるものとなることができる。同報告書の産みの親であるAult教授は、二〇一三年五月の講演で、同報告書の延長線上に文書①を位置づけ、居住地国と源泉地国の間の適切な課税権の分配というより根本的な問題に立ち入る（少なくBEPsの問題を解決する）ところであらゆるだらつか、と問い合わせた（Hugh J. Ault, Some Reflections on the OECD and the Sources of International Tax Principles, Tax Notes International, June

）の問いかけには、鋭いものがある。なぜなら、ある国の課税ベースが浸食されていると主張するためには、本来あるべき規範的原則として、もともとその国に課税権があるべきだといえなくてはならないからである。その根本の点に関して、過去一〇〇年近くの間、法人の居住地（corporate residence）であるとか、所得の源泉地（source）であるとか、独立企業原則（arm's length standard）とかいった基準が開発され、実施してきた。ところが、これらの基準を支えるべき理論的基礎について、かなり脆弱な面があることが知られて久しい。こうして、必ずしもすつきりした解のないところで、あたかもガラス細工を組み立てるように各国のコンセンサスを調達していくしかないのが、国際課税の現状なのである。

右の問い合わせに對して、文書②は、次のように応答している。すなわち、BEPs行動計画は源泉地課税と居住地課税の両方を回復するものであり、クロスボーダー所得に対する課税権の配分に関する既存の国際基準を変更することを直接の目的としていないという回答である（一一頁）。BEPs行動計画の射程を考える上で、ひとつのポイントであろう。

このポイントが重要度を増す現実的理由は、これから開始するBEPsプロジェクトに、OECD加盟国だけでなく、G20のOECD非加盟国が加わるからである。インド

や中国などが議論に参加することは、新しい国際課税秩序の形成のために不可欠のことである。しかし、適正な課税権の配分に関する資本輸入国と資本輸出国の対立が表面化すれば、既存のコンセンサスが融解してしまった可能性がある。それは、あながち杞憂ではない。その意味でも、OECD事務総長が文書②のリリースにあたって高らかに述べたように、「B E P S行動計画が「国際租税協力の歴史におけるターニングポイントを示す」ものになるかどうかは、今後の努力にかかる」としている。

(東京大学教授 増井良啓)